

【専門工事業者向け】建設工事の見積書様式例

徹底 書き方ガイド

技能者（職人）の処遇を改善し、建設業を持続可能なものとしていくためには、技能者を雇用する建設業者において、労務費をはじめとした必要な経費を、請負契約の中でしっかり確保できるようにすることが重要です。

「【専門工事業者向け】建設工事の見積書様式例」は、建設工事の請負契約に際して労務費・必要経費等を内訳明示した見積書を取り交わし、その内容が尊重される商慣行の定着に向け、下請負人（専門工事業者）が元請負人（直近上位の注文者）に対して見積書を作成・提出する際の助けとなるよう、国土交通省が作成したものです。

あくまで様式の「例」ですので、各社の取引において使いやすいよう、必要に応じエクセルを編集していただいても差し支えありません。

「様式例」に加え、この「書き方徹底ガイド」もあわせて活用して、労務費をはじめとした建設工事の施工のために必要な経費を適正な水準でしっかり見積もり、価格交渉の中で確保することを目指しましょう。

簡易版

見積書

令和 年 月 日

御中

会社名 所属部門/担当

住所: TEL: FAX:

[A]見積金額合計(税抜)

[A']見積金額合計(税込)

消費税額

税率 10%

工事名

工事場所

見積有効期限 令和 年 月 日 まで

支払条件

工期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

受渡場所

その他

見積書合計金額 (税抜) (A) のうち、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経 費	金 額 (税 抜)
材料費	-
労務費 (備考)	-
※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない。	
法定福利費(事業主負担分)	-
建造共掛金	-
※建造共掛金は受注者や両下請事業者が加入事業者であり、元請業者が経費交付事務を委託していない場合のみ計上する。	
安全衛生経費	-
※労働安全衛生法第57条第2項第2号に規定する労働安全衛生対策に必要経費を計上する。	

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を算出して下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を算出して下回ることをもとに算出されることは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。

また、注文書には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。

下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを引引くことは建設業法上不当行為となり得ることになるため、注意が必要です。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計

-

以上のとおり、お見積り申し上げます。

詳細版

「鑑」

見積書

令和 年 月 日

御中

会社名 所属部門/担当

住所: TEL: FAX:

[A]見積金額合計(税抜)

[A']見積金額合計(税込)

消費税額

税率 10%

工事名

工事場所

見積有効期限 令和 年 月 日 まで

支払条件

工期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

受渡場所

その他

[A]見積金額合計(税抜)

¥26,337,933 -

[A']見積金額合計(税込)

¥28,971,726 -

消費税額

¥2,633,793 -

税率

10%

見積書合計金額 (税抜) (A) の内訳 ※自由記載欄

内 訳	金 額 (税 抜)
※見積金額合計(税抜) (A)	¥26,337,933 -
材料費	¥9,230,711 -
労務費	¥7,595,111 -
法定福利費	¥6,232,111 -
建造共掛金	¥2,820,000 -
安全衛生経費	¥360,000 -
その他	¥100,000 -

以上のとおり、お見積り申し上げます。

あわせて、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている労務費等の経費を、別紙に記載いたします。

「鑑 (別紙)」

別紙

見積書合計金額 (税抜) (A) のうち、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経 費	金 額 (税 抜)
材料費	¥10,142,600 -
労務費 (備考)	¥15,735,332 -
※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない。	
法定福利費(事業主負担分)	¥2,575,874 -
建造共掛金	¥166,080 -
安全衛生経費	¥1,431,180 -

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を算出して下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を算出して下回ることをもとに算出されることは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。

また、注文書には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。

下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを引引くことは建設業法上不当行為となり得ることになるため、注意が必要です。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計

¥6,450,000 -

以上のとおり、お見積り申し上げます。

この見積書は、簡易版、詳細版（「鑑（別紙含む）」と「明細書」で構成）があります。任意で選択し見積書を作成してください。

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示する事とされている経費を適切に算出し、鑑（別紙）に明示してください。（各経費の算出方法は、P.14以降のページをご確認ください。）

2

見積書作成における全体の算出の流れ(1/3)

見積書

令和 年 月 日

御中

会社名 所属部門/担当

住所: TEL: FAX:

[A]見積金額合計(税抜)

[A']見積金額合計(税込)

消費税額

税率 10%

工事名

工事場所

見積有効期限 令和 年 月 日 まで

支払条件

工期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

受渡場所

その他

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経費	金額(税別)
材料費	-
労務費	-
法定福利費 (事業主負担分)	-
建退共掛金	-
安全衛生経費	-

※ 見積書に記される金額は、消費税の適用(経費控除)も含まれます。また、安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります。このため、見積書合計金額(A)と、材料費、労務費、法定福利費(事業主負担分)、建退共掛金、安全衛生経費の合計は一致しません。

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回るように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることと留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計

以上のとおり、お見積り申し上げます。

内訳明示する経費

見積書合計金額(税抜)(A)のうち建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費※の金額を記入してください。

※内訳明示することとされている経費

経費	
材料費	工事の施工に直接使用される材料の調達費用
労務費	現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない
法定福利費	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料のうち、現場労働者の事業主負担分
建退共掛金	建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上
安全衛生経費	労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費 ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回るように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。

また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

労務費に関する備考欄

歩掛について特記事項がある場合などに記入してください。

参考欄(自由記載)

建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計を記入することができます。「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

見積書作成における全体の算出の流れ(2/3)

見 積 書		見積番号
御中		令和 年 月 日
会社名	所屬部門/担当	
住所:	TEL: - -	FAX: - -
工 事 名		
工 事 場 所		
見積有効期限	令和 年 月 日 まで	
支 払 条 件		
工 期	自	令和 年 月 日
	至	令和 年 月 日
受 渡 場 所		
その他		
【A】見積金額合計(税抜)		¥26,337,933 -
【A'】見積金額合計(税込)		¥28,971,726 -
消費税額		¥2,633,793 -
税率		10%
見積書合計金額 (税抜) (A) の内訳 ※自由記載欄		
内 訳		金 額 (税 抜)
※見積金額合計(税抜) (A)		¥26,337,933 -
うちXX作業		¥9,230,711 -
うちYY作業		¥7,595,111 -
うちZZ作業		¥6,232,111 -
うち〇〇資材		¥2,820,000 -
うち△△費		¥360,000 -
うち××費		¥100,000 -
以上のとおり、お見積り申し上げます。		
あわせて、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている労務費等の経費を、別紙に記載いたします。		
別紙		
見積書合計金額 (税抜) (A) のうち、 建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費		
経 費	金 額 (税 抜)	
材料費	¥10,142,600 -	
労務費	¥15,735,332 -	
※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない		
法定福利費 (事業主負担分)	¥2,575,874 -	
建退共掛金	¥166,080 -	
※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証拠等交付事務を受託していない場合のみ計上する		
安全衛生経費	¥1,431,180 -	
※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある		
上記 5 つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。 また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。		
また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。 下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。		
(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費 (労務費を除く) の合計	¥6,450,000 -	
以上のとおり、お見積り申し上げます。		

材料費 = 数量 × 単価

「【シート4】材料費・労務費 明細」シート (→P.14-15) へ入力

労務費 = 数量 × 歩掛 × 単価の合計

「【シート4】材料費・労務費 明細」シート (→P.16-18) へ入力

法定福利費 = 労務費 × 料率の合計

「【シート5】法定福利費・建退共掛金 明細」シート (→P.19-23) へ入力
(事業主負担分のみ対象)

建退共掛金 = 人工 × 単価の合計

「【シート5】法定福利費・建退共掛金 明細」シート (→P.28-29) へ入力

※下記3つの計上方法から1つを選択し、算出してください。

安全衛生経費 = 数量 × 単価の積み上げ計上 (積み上げ計上の場合)
= 経費率計上 (経費率計上の場合)
= 積み上げ計上分 + 経費率計上分 (両者合算の場合)

「【シート7】安全衛生経費 明細」シート (→P.24-27) へ入力

(参考)見積書作成における全体の算出の流れ(3/3)

見 積 書		見積番号
令和 年 月 日		
御中		
会社名	所属部門/担当	
住所:	TEL: - -	FAX: - -
工 事 名		
工 事 場 所		
見積有効期限	令和 年 月 日 まで	
支 払 条 件		
工 期	自	令和 年 月 日
	至	令和 年 月 日
受 渡 場 所		
その他		
[A]見積金額合計(税抜)	¥26,337,933 -	消費税額 ¥2,633,793 -
[A]見積金額合計(税込)	¥28,971,726 -	税率 10%
見積書合計金額(税抜) (A)の内訳 ※自由記載欄		
内 訳	金 額 (税 抜)	
※見積金額合計(税抜) (A)	¥26,337,933 -	
うちXX作業	¥9,230,711 -	
うちYY作業	¥7,595,111 -	
うちZZ作業	¥6,232,111 -	
うち〇〇資材	¥2,820,000 -	
うち△△費	¥360,000 -	
うち××費	¥100,000 -	
以上のとおり、お見積り申し上げます。		
あわせて、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている労務費等の経費を、別紙に記載いたします。		

各作業毎に算出された見積り等 (自由記載)

「【シート3】見積書合計金額の明細書」シート (→P.30) へ入力した費目を任意で記載
※直接記載していただくことも可能です。

別紙	
見積書合計金額(税抜) (A)のうち、 建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費	
経 費	金 額 (税 抜)
材料費	¥10,142,600 -
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない	¥15,735,332 -
法定福利費(事業主負担分)	¥2,575,874 -
建退共掛金 ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証拠等交付事務を受託していない場合のみ計上する	¥166,080 -
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある	¥1,431,180 -
上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。 また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。	
また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものとします。	
下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。	
(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計	¥6,450,000 -
以上のとおり、お見積り申し上げます。	

雇用に伴う必要経費 (自由記載)

「【シート3】見積書合計金額の明細書」シート (→P.30) へ入力した費目のうち、建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)に該当するものの合計を任意で記入

用語の解説

見積書鑑の記載事項(材料費)

別紙

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経 費	金 額（税 抜）
材料費	¥10,142,600 -
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費（事業主負担分）等は含まれない	¥15,735,332 -
法定福利費（事業主負担分）	¥2,575,874 -
建退共掛金 ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上する	¥166,080 -
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある	¥1,431,180 -

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。
また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。
下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

（参考）建設労働者の雇用に伴う必要経費（労務費を除く）の合計	¥6,450,000 -
--------------------------------	--------------

以上のとおり、お見積り申し上げます。

材料費

工事の施工に直接使用される材料の調達費用を指します。具体的には、木材、鉄筋、セメント、ガラスなど、工事の完成に直接的に投入される材料の費用です。

なお、再下請先が材料費を必要とする場合には、その分も計上した上で、再下請先に適切に支払う必要があります。

見積書鑑の記載事項(労務費)

別紙

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経 費	金 額（税 抜）
材料費	¥10,142,600 -
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費（事業主負担分）等は含まれない	¥15,735,332 -
法定福利費（事業主負担分）	¥2,575,874 -
建退共掛金 ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上する	¥166,080 -
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある	¥1,431,180 -

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。
また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。
下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

（参考）建設労働者の雇用に伴う必要経費（労務費を除く）の合計	¥6,450,000 -
--------------------------------	--------------

以上のとおり、お見積り申し上げます。

労務費

工事の施工に直接携わる労働者に対して支払われる、労働者本人が受け取るべき賃金の原資となる費用です。

基本給相当額（基本給、出来高給）、各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当（家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等）、実物給与（通勤用定期、食事の支給）、臨時の給与（賞与、臨時の賃金、退職金）が含まれます。

また、法定福利費（雇用保険、健康保険・介護保険、年金保険・基金）のうち、被保険者負担分を含みます。それ以外の費用は含まれません。

なお、再下請をする場合は、再下請先の労働者分についても計上した上で、再下請先に適切に支払う必要があります。

別紙

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経費	金額（税抜）
材料費	¥10,142,600 -
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費（事業主負担分）等は含まれない	¥15,735,332 -
法定福利費（事業主負担分）	¥2,575,874 -
建退共掛金 ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上する	¥166,080 -
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある	¥1,431,180 -

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。
また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。
下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

（参考）建設労働者の雇用に伴う必要経費（労務費を除く）の合計

¥6,450,000 -

以上のとおり、お見積り申し上げます。

法定福利費（事業主負担分）

健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料のうち、現場労働者の事業主負担分を指します。

なお、再下請をする場合は、再下請先の労働者分についても計上した上で、再下請業者に適切に支払う必要があります。

	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金※	雇用保険料	労災保険料※
事業主負担分	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	—
本人負担分	労務費	労務費	労務費	—	労務費	—

※事業主が全額負担

★専門工事業者が元請として工事を請け負う場合、別途、労災保険への加入に必要な費用の計上が必要です。

見積書鑑の記載事項(建退共掛金)

別紙

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経 費	金 額 (税 抜)
材料費	¥10,142,600 -
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない	¥15,735,332 -
法定福利費(事業主負担分)	¥2,575,874 -
建退共掛金 ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上する	¥166,080 -
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある	¥1,431,180 -

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。
また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。
下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計	¥6,450,000 -
---------------------------------	--------------

以上のとおり、お見積り申し上げます。

建退共掛金

建設業退職金共済制度の掛金を支払うために必要な経費です。

受注者又は受注者の再下請負先が建退共加入事業者であって、上位の請負者が証紙又は退職金ポイントを一括購入しておらず、受注者が自ら掛金を支払う必要がある場合、再下請先分を含め、建退共に加入している労働者の労働日数分を計上します。

★専門工事業者が元請として工事を請け負う場合、別途、掛金を支払うのに必要な費用の計上が必要です。

別紙

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経 費	金 額 (税 抜)
材料費	¥10,142,600 -
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費（事業主負担分）等は含まれない	¥15,735,332 -
法定福利費（事業主負担分）	¥2,575,874 -
建退共掛金 ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証拠等により事業主負担していない場合のみ計上する	¥166,080 -
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある	¥1,431,180 -

上記 5 つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」に含まれないものです。

下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費（労務費を除く）の合計	¥6,450,000 -
---------------------------------	--------------

以上のとおり、お見積り申し上げます

「安全衛生対策項目の確認表」(参考ひな型)

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

[illegible]

安全衛生經費

労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費です。

安全衛生経費は、元下間の安全衛生経費に関する認識のずれが生じる等により、適切な安全衛生経費の確保がなされないおそれがあります。このため、安全衛生経費について、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意しつつ、必要な安全衛生経費をできる限り明確にする必要があります。

具体的には、見積条件提示時に「**安全衛生対策項目の確認表**」等において、「見積書で費用計上する者」（＝費用負担者）を確認した項目のうち、下請負人が当該者となる項目の積み上げとします。

なお、再下請をする場合は、再下請先分を含む安全衛生経費も計上した上で、再下請先に適切に支払う必要があります。

※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります。

(参考) 建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて (国土交通省HP)

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html#target2

(参考)建設労働者の雇用に伴う必要経費の合計

別紙	
見積書合計金額（税抜）（A）のうち、 建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費	
経 費	金 額（税 抜）
材料費	¥10,142,600 -
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費（事業主負担分）等は含まれない	¥15,735,332 -
法定福利費（事業主負担分）	¥2,575,874 -
建退共掛金 ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上する	¥166,080 -
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある	¥1,431,180 -
上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。 また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。	
また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。 下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。	
(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費（労務費を除く）の合計	¥6,450,000 -
以上のとおり、お見積り申し上げます。	

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費の合計

「公共工事設計労務単価」の考え方における「労働者本人が受け取るべき賃金」以外に事業主が負担すべき人件費です。

安全衛生経費の一部、法定福利費（事業主負担分）、建退共掛金を含みます。

★建設業法第20条等に基づき内訳明示が求められる必要経費とは別の概念です。実際には、安全衛生経費の一部、法定福利費（事業主負担分）、建退共掛金との重複があるため、別の枠を設けて（参考）としております。

この雇用に伴う必要経費の記載については、

- 工種・工事規模等の条件により変動すること、
- 実際に、雇用に伴う必要経費に関連する措置を、元請・下請のどちらが実施し、契約の中でどこまで計上するかは、個々の契約において、契約当事者間で定められるものであること（例えば、作業被服や作業用具を元請・下請のどちらが用意するかなど。）、
- 建設業法第20条第1項等に基づき、見積書で内訳を明示すべき必要経費と、雇用に伴う必要経費の範囲は異なるものであること、
- ここに記載する雇用に伴う必要経費に利益、本社経費等は含まれないことといった点に留意し、契約当事者間で、十分に協議することが重要です。

この「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

※以降は、明細書の説明となります。

内訳明示する労務費・必要経費等の算出方法

材料費の算出方法(1/2)

①から順に入力・確認ください。

※各作業（工事）毎に分けて記載することができます。

※行数が不足する場合は、P31-33をご参照ください。

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

(参考) その他の費目

① 作業（工事）
名称を記載

② 仕様（工程）
を記載

③ 材料費と記載

④ 費目を記載

⑤ ④の必要数量を入力

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書
材料費・労務費の明細書

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)	備考
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820	9,230,711	※歩掛について特記事項がある場合などに記入
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	桧木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	P3>	1.00			m2	500	500	
			...							
		労務費	型枠工	0.1321			人・日/m2	31,700	4,190	
		労務費	解体工	0.0518			人・日/m2	26,800	1,390	
YY作業	例) XX工程2			940			m2	8,080	7,595,111	
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700	

記載不要

材料費の算出方法(2/2)

①から順に入力・確認ください。

※各作業（工事）毎に分けて記載することができます。

※行数が不足する場合は、P31-33をご参照ください。

⑥ 費目に応じた単位を記載

⑦ 単価（単位数量当たりの費用）を入力

⑧ 数量(⑤)×単価(⑦)で自動計算される

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

材料費・労務費の明細書

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)	備考
XX作業	例) XX工程1			940						※歩掛について特記事項がある場合などに記入
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	桧木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	P37	1.00			m2	500	500	
		...								
		労務費	型枠工	0.13217			人・日/m2	31,700	4,190	
		労務費	解体工	0.05187			人・日/m2	26,800	1,390	
YY作業	例) XX工程2			940						
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700	

記載不要

※シート右下の材料費（合計）欄に合計額が表示されます。

〇〇資材	材料費		940.00			m2	3,000	2,820,000	
------	-----	--	--------	--	--	----	-------	-----------	--

材料費(合計) : 10,142,600
労務費(合計) : 15,735,332

労務費の算出方法（1/3）

①から順に入力・確認ください。

※各作業（工事）毎に分けて記載することができます。

※行数が不足する場合は、P31-33をご参照ください。

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

（参考）その他の費目

① 作業（工事）
名称を記載

② 仕様（工程）
を記載

③ 労務費と記載
①②の内訳として記載する場合は「名称」「仕様」欄を
空白にすることで文字色が灰色となる

④ 職種を記載

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書
材料費・労務費の明細書

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価（円）	金額（円）	備考
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820	9,230,711	※歩掛について特記事項がある場合などに記入
		材料費	金版	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	鉄木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	P3>	1.00			m2	500	500	
			...							
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190	
						7.6	m2/人・日			
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390	
						19.3	m2/人・日			
YY作業	例) XX工程2			940			m2	8,080	7,595,111	
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700	

労務費の算出方法（2/3）

①から順に入力・確認ください。

※各作業（工事）毎に分けて記載することができます。

※行数が不足する場合は、P31-33をご参照ください。

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書
材料費・労務費の明細書

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)	備考
※歩掛について特記事項がある場合などに記入										
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820	9,230,711	
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	桧木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	P37	1.00			m2	500	500	
		...								
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190	
						7.6	m2/人・日			
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390	
						19.3	m2/人・日			
YY作業	例) XX工程2			940			m2	8,080	7,595,111	
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700	

⑥-1

単位施工量当たりの歩掛を入力

「労務費に関する基準」を参考として、作業内容・現場条件を踏まえ、自社の施工能力を勘案した歩掛を記入する

※日数と労務単価のみが見積に影響する場合（交通誘導警備等）は、数量欄へ日数を、歩掛欄へ1を記入

⑥-2（自由記載）

人日当たりの歩掛を入力

「業界・工種により歩掛(数量/人・日)の形で表示したい場合は記入

⑦ 適切な単位を記載（m、m3、t、個、箇所、組など）

労務費の算出方法（3/3）

①から順に入力・確認ください。

※各作業（工事）毎に分けて記載することができます。

※行数が不足する場合は、P31-33をご参照ください。

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

材料費・労務費の明細書

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)	備考
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820	9,230,711	※歩掛について特記事項がある場合などに記入
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	桧木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	P3J	1.00			m2	500	500	
		...								
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190	
						7.6	m2/人・日			
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390	
						19.3	m2/人・日			
YY作業	例) XX工程2			940			m2	8,000	7,595,111	
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700	

⑧ 労務単価を入力

「労務費に関する基準」を参考として、

作業内容・現場条件を踏まえ、自社の施工能力を勘案した歩掛を記入する

⑨ 数量(⑤)×単価(⑦)で自動計算される

⑩ 現場の状況が特殊で標準的な条件等における歩掛ではない歩掛を用いる必要がある場合の理由や根拠など、特記事項があれば記載してください

法定福利費の算出方法

①より順に入力・確認ください。

※適用除外者の取扱いはP.23をご参照ください。

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

法定福利費の明細書

法定福利費（現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額）

名称	労務費	料率	金額
	円	%	円（税抜）
雇用保険料	15,735,332	1.100%	173,089
健康保険料		4.955%	779,686
介護保険料		0.795%	125,096
厚生年金保険料		9.150%	1,439,783
子ども・子育て拠出金		0.360%	56,647

合計 2,574,300

建退共掛金（建設業退職金共済制度の掛金）

単価	充当日数
円/日	人・日
320	519

☐ 元請等が証紙等購入

合計 166,080

① 雇用保険の保険料率を記載

雇用保険料率は、事業の種類ごとに事業主負担分・労働者負担分の保険料率が定められていますので、その中の『建設の事業』の保険料を参考にしてください。保険料率は、厚生労働省のウェブサイトから入手することが可能です。

■ 雇用保険料について（厚労省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

（参考）その他の費目

法定福利費の算出方法

①より順に入力・確認ください。

※適用除外者の取扱いはP.23をご参照ください。

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

法定福利費の明細書

法定福利費（現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額）

名称	労務費 円	料率 %	金額 円（税抜）
雇用保険料	15,735,332	1.100%	173,089
健康保険料		4.955%	779,686
介護保険料		0.795%	125,096
厚生年金保険料		9.150%	1,439,783
子ども・子育て拠出金		0.360%	56,647

合計 2,574,300

建退共掛金（建設業退職金共済制度の掛金）

単価 円/日	充当日数 人・日
320	519

☐ 元請等が証紙等購入

合計 166,080

② 健康保険・介護保険の保険料率を記載

健康保険及び介護保険の保険料率は、各社で加入している協会けんぽ（全国健康保険協会）や健康保険組合の保険料率を用います。（協会けんぽの健康保険の保険料率は、都道府県単位で定められています。）また、協会けんぽの介護保険の保険料率は、全国一律となっていますが、介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方のみですので、保険料率算定に当たっては、これを考慮する必要があります。しかし、実際には見積段階で介護保険の対象となる40歳以上の現場労働者の割合を工事ごとに把握することは困難ですので、見積段階では、全ての現場作業員の方の加入を前提として介護保険に加入するための費用を内訳明示の対象としてください。

■ 健康保険及び介護保険の保険料について（協会けんぽHP）

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/>

法定福利費の算出方法

①より順に入力・確認ください。

※適用除外者の取扱いはP.23をご参照ください。

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

法定福利費の明細書

法定福利費（現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額）

名称	労務費 円	料率 %	金額 円（税抜）
雇用保険料	15,735,332	1.100%	173,089
健康保険料		4.955%	779,686
介護保険料		0.795%	125,096
厚生年金保険料		9.150%	1,439,783
子ども・子育て拠出金		0.360%	56,647

合計 2,574,300

建退共掛金（建設業退職金共済制度の掛金）

単価 円/日	充当日数 人・日
320	519

☐ 元請等が証紙等購入

合計 166,080

③ 厚生年金保険、子ども・子育て拠出金の保険料率を記載

厚生年金保険の保険料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されている保険料額表を参照することにより入手できます。（厚生年金基金に加入している場合には、当該厚生年金基金から保険料率を入手する必要があります。）

また、子ども・子育て拠出金の料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されているものを用いてください。

■ 厚生年金保険料について（日本年金機構HP）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/ryogaku/ryogakuhyo/index.html>

法定福利費の算出方法

①より順に入力・確認ください。

※適用除外者の取扱いはP.23をご参照ください。

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

法定福利費の明細書

法定福利費（現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額）

名称	労務費	料率	金額
	円	%	円（税抜）
雇用保険料	15,735,332	1.100%	173,089
健康保険料		4.955%	779,686
介護保険料		0.795%	125,096
厚生年金保険料		9.150%	1,439,783
子ども・子育て拠出金		0.360%	56,647

合計 2,574,300

建退共掛金（建設業退職金共済制度の掛金）

単価	充当日数
円/日	人・日
320	519

☐ 元請等が証紙等購入

合計 166,080

④ 金額

労務費×料率(①～③)で自動計算される

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

（参考）その他の費目

健康保険等の適用除外者の取扱い

雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険については、事業主の雇用人数や技能者の年齢等の事情によっては、法令上加入義務の対象とならない技能者も存在し、一人親方など、これらの保険に加入していない技能者（いわゆる『適用除外』の技能者）が建設工事に従事することもあり得ます。

このような適用除外の技能者については、法定福利費の事業主負担額が発生しないこととなりますので、内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。

ただし実際には、見積段階で各保険の事業主負担の発生しない現場作業員の方を把握することは実務上難しいと考えられますので、見積段階では、当該工事に従事する全ての現場作業員の方がこれらの保険に加入していることを前提として法定福利費の事業主負担額を内訳明示の対象としてください。

その後、元請負人（直近上位の注文者）と協議を行い、最終的な金額を決定してください。

安全衛生経費の算出にあたっては、現場条件等に応じた2種類の算出方法と、2種類を合算して算出する方法として、**①～③の計3種類の計算方法**があります。

安全衛生經費

確認表（→p.11）において「見積書で費用計上する者（費用負担者）」を確認した項目のうち、下請負人が当該者となる項目を計上する。

※下記 3 つの計上方法から 1 つを選択し、算出します。

①：個別積み上げ計上の場合 (→P.25)

個別工事現場において必要となる安全衛生経費を個別に積み上げる。

②：経費率計上の場合 (→P.26)

個別工事において積み上げ計算が困難な場合は、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事金額又は労務費に対する割合を算出し、当該工事の工事金額又は労務費に乗じて安全衛生経費とする。

(この場合は、安全衛生経費の割合の算出根拠を明確にするとともに、含まれる項目を明示する必要がある)

③：①個別積み上げ計上＋②経費率計上の場合（→P.27）

個別積み上げ計上分と経費率計上分でそれぞれ算出された安全衛生経費を合算する。

[illegible]

※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります。
※安全衛生経費は建設工事の工種、規模、施工場所等により異なることに十分留意するとともに、できる限り明確にする必要があります。

※行数が不足する場合は、P.31-33をご参照ください。

材料費

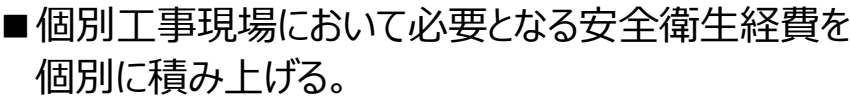
勞務費

法定福利費

安全衛生經費

建退共掛金

(参考) その他の費目



- 個別積み上げ計上の例
 - ・ 固定式足場の組立と解体
 - ・ 固定式足場以外の作業床の組立と解体
 - ・ 作業構台・吊り構台の組立と解体
 - ・ 昇降設備の設置と撤去
 - ・ 土留め支保工の組立と解体
 - ・ 立入禁止措置
 - ・ 開口部養生設置費用
 - ・ 保護帽、墜落制止用器具、安全靴等の保護具や空調服等

■ 個別積み上げ計上の計算例

$$\begin{aligned} \text{安全衛生経費A} &= \text{延べ人工数A} \times \text{単価A} \quad (\div \text{耐用日数A}) \\ \text{安全衛生経費B} &= \text{施工量B} \times \text{単価B} \\ &\vdots \\ \Sigma \text{安全衛生経費} &= \text{安全衛生経費} \quad (\text{A} + \text{B} + \cdots) \end{aligned}$$

※行数が不足する場合は、P.31-33をご参照ください。

■ 個別工事において積み上げ計算が困難な場合は、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事金額又は労務費に対する割合を算出し、当該工事の工事金額又は労務費に乗じて安全衛生経費とする。（この場合は、安全衛生経費の割合の算出根拠を明確にするとともに、含まれる項目を明示する必要がある。）

- ・ 保護帽、墜落制止用器具、安全靴等の保護具や空調服等
- ・ 安全衛生管理体制
- ・ 安全衛生教育、技能講習
- ・ 健康診断 等

(自社の施行・支出実績に基づくデータ等を用いて工事金額又は労務費に対する割合を算出)

安全衛生経費＝個別工事の工事金額(値引き前,法定福利費加算前)×C

※行数が不足する場合は、P.31-33をご参照ください。

26

[illegible]

個別積み上げ計上

経費率計上

⑤ 金額
数量 (②) × 単価 (④)
で自動計算される

⑦ 個別工事の見積金額の労務費×安全衛生経費率で自動計算される

⑧ 個別積み上げ計上（上段の表）と経費率計上（下段の表）の両方を使用した時は、**合計欄に合算値が自動計算される**

① 対策項目の
名称を記載

② ①の数量を入力

③ 適切な単位を記載

④ 単価を入力

⑥ 安全衛生経費率を入力

[illegible]

■ 算出方法の先行事例（国土交通省HP）
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001890093.pdf

※行数が不足する場合は、P.31-33をご参照ください。

建退共掛金の算出方法

労務費の内訳シートを入力すると**自動計算されます**ので確認ください。
元請等の上位の請負者が証紙又はポイントを一括購入している場合は、チェックボックスにチェックを入れてください。

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

(参考) その他の費目

見積書合計金額(税抜) (A)のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

法定福利費の明細書

法定福利費 (現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額)

名称	労務費 円	料率 %	金額 円(税抜)
雇用保険料	15,735,332	1.100%	173,089
健康保険料		4.955%	779,686
介護保険料		0.795%	125,096
厚生年金保険料		9.150%	1,439,783
子ども・子育て拠出金		0.368%	56,647
合計			2,574,300

建退共掛金 (建設業退職金共済制度の掛金)

単価 円/日	充当日数 人・日	金額 円(税抜)
320	519	166,080
☐ 元請等が証紙等購入		合計 166,080

① 充当日数は労務費シートから自動算出される

② 単価×充当日数で自動計算される

③ 元請等の上位の請負者が証紙又はポイントを一括購入している場合はチェックを入れる

チェックを入れると、鑑、明細書の金額欄に「0円
(元請等が証紙等購入)」と表示される

建退共掛金の取扱い

国土交通省・厚生労働省においては、建設業退職金共済制度(建退共)の掛金について、公共工事・民間工事にかかわらず、元請事業者において、当該工事に従事する労働者分の掛金支払、退職金ポイント又は証紙交付事務を一括で受託することをお願いしています。また元請事業者は、自動計算された建退共掛金について、「建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等」について(令和3年3月30日雇均勤発0330第1号・国不建整第186号(改正令和7年1月31日雇均勤発0131第2号・国不建振第149号))「第3 元請事業主が講ずべき具体的措置」の4.(1)②、5.

(1)③及び6.を参考として確認いただき、購入すべき退職金ポイント・証紙の適切な見積をお願いいたします。元請又は上位の請負者が一括で掛金収受事務を行う場合には、下請は建退共掛金を見積もる必要はありません。

一方、受注者又は受注者の再下請負先が建退共加入事業者であって、元請又は上位の請負者が証紙又はポイントを一括購入しておらず、受注者が自ら掛金を支払う必要がある場合、受注者は、再下請先分を含め、建退共に加入している労働者の労働日数分を支払う掛金分を計上します。

【参考】建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等について

第3 元請事業主が講ずべき具体的措置

1. 建退共制度関係事務の受託等の推進

(前略) 元請事業主は、下請事業主の雇用する被共済者を含め、当該工事に従事する全ての被共済者に対して掛金が充当されるよう措置を講じ得る立場にある。こうした観点からは、元請事業主において、下請事業主による掛金納付を一括して代行し、対象労働者の就労実績に応じ、適正に掛金を充当することが合理的かつ効率的な事務処理であるのみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものであり、以下を踏まえて適切に対応すべきこととする。(後略)

4. 公共工事における電子申請方式の運用

(1) 退職金ポイントの購入及び発注機関に対する掛金収納書の提出等

② 元請事業主は、購入すべき退職金ポイントを算定するため、下請事業主から提出される『建設業退職金共済制度加入労働者数報告書』を踏まえ、当該工事に従事する予定の労働者数、対象労働者数及びその就労予定日数の把握に努めること。なお、この報告書の様式例は機構が定めているものがあるので、参考とすること(建退共事務受託様式第6号参照)。また、これによることが困難な場合に、機構が定めた『掛金納付の考え方について』(別添6)を参考とすることは、「労働者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に、

$$\frac{\text{対象工事における労働者の建退共制度加入率 (\%)}}{70\%}$$

を乗じた値を参考とすべきことに留意すること。その際、できる限り、退職金ポイントの過剰な余りが生じないよう「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう努めること。

5. 公共工事における証紙貼付方式の運用

(1) 証紙の購入及び発注機関に対する掛金収納書の提出等

③ 元請事業主は、購入すべき証紙を算定するため、下請事業主から提出される『建設業退職金共済制度加入労働者数報告書』を踏まえ、当該工事に従事する予定の労働者数、対象労働者数及びその就労予定日数の把握に努めること。また、これによることが困難な場合に、機構が定めた『掛金納付の考え方について』を参考とすることは、「労働者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に

$$\frac{\text{対象工事における労働者の建退共制度加入率 (\%)}}{70\%}$$

を乗じた値を参考とすべきことに留意すること。その際、できる限り、証紙の過剰な余りが生じないよう「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう努めること。

6. 民間工事における運用

(前略) 元請事業主においては、民間工事の場合においても公共工事と同様に、建退共制度の掛金納付を一括して代行しこれを適切に下請事業主に交付等を行うことが、合理的かつ効率的な事務処理のみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上にも資するものであるので、適切な運用に努めること。その場合の掛金納付及び充当に関する事務の取扱いについては、公共工事における運用に準ずるものとする。ただし、4. (1) ③、④、⑥及び(3) ①、②、④並びに5. (1) ④、⑤、⑦及び(3) ①、②、⑤は適用しない。(攻略)

(参考)その他の経費

p.14～29で確認したものの以外の経費についても、必要に応じて「【シート3】見積書合計金額の内訳明細書」にて自由に適切な項目名や単位、数量を記載して費用を算出し記載することができます。

なお、本シートについては、必ずしも全ての経費の内訳明示しなければならないものではなく、例えば「諸経費」などとまとめて記載すること、個別に費用項目を記載すること、いずれも可能です（いずれの場合も任意の自由記載となります）。

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

(参考)その他の費用

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛（人・日/数量）	歩掛（数量/人・日）	単位	単価（円）	金額（円）	備考
XX作業	例) XX工程			940						※歩掛について特記事項がある場合などに記入
		合板		1.00			m2	9,820	9,820,711	
		桧木		1.00			m2	2,540	2,540	
		P2		1.00			m2	1,200	1,200	
		...					m2	500	500	
		型枠工		0.13217	0.13217	7.6m2/人	人・日/m2	31,700	4,190	
		解体工		0.05187	0.05187	19.3m2/人	m2/人・日	26,800	1,390	
YY作業	例) XX工程	△△費		940				8,080	7,595,111	
		材料費	AAA	1.00				1,000	1,000	
			BBB	1.00				700	700	
				1.00				800	800	
				0.13217	0.13217	7.6m2/人	人・日/m2	31,700	4,190	
		労務費	ab工	0.05187	0.05187	19.3m2/人	m2/人・日			
ZZ作業	例) XX工程	△△費								
		材料					m2	450	450	
							m2	400	400	
							m	200	200	
		...								
		労務費	ba工	0.13217	0.13217	7.6m2/人	人・日/m2	31,700	4,190	
		労務費	bb工	0.05187	0.05187	19.3m2/人	m2/人・日	26,800	1,390	
GO費		材料		940.00			m2	3,000	2,820,000	
△△費（例：建設副産物処理費）	建設発生土	運搬費	HHH	20,000			台	3,000	60,000	
	建設発生土	処分費	HHH	10,000			m	3,000	300,000	
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
法定福利費									2,574,300	
建退共掛金									166,080	
××費									100,000	
...										
合計：									29,078,312	

※労務費は、法定福利費（雇用保険、健康保険・介護保険、年金保険・基金）のうち、被保険者負担分を含みます
 ※労務費の計算根拠となる「単価」は、所定労働時間内8時間当たりの単価です

例えば、「諸経費」などとまとめて記載すること、個別に費用項目を記載すること、いずれの記載方法でも結構です。

(参考) 建設副産物の処理等に要する費用について

建設副産物処理費は、建設現場から発生する建設副産物を他工事現場や再資源化施設、処分場等に運搬するための経費や、その処理に要する経費です。

なお、再下請をする場合は、再下請先が必要とする建設副産物の処理等に要する費用も計上した上で、再下請先に適切に支払う必要があります。

※行数が不足する場合は、P.31-33をご参照ください。

(参考)行を挿入する方法

行数が不足する場合は、以下の手順で行の挿入をお願いします。

※ あらかじめ数式が入力されている表へ行を挿入する場合は、「数式を反映する方法 (P.32-33)」も必ず実施してください。

※ 表の最も下の行へは行を挿入しないでください。



② ホームを選択

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

材料費・労務費の明細書

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)	備考
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820	9,230,711	
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	桧木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	P3	1.00			m2	500	500	
		労務費	解体工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190	
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390	
						19.3	m2/人・日			
				940			m2	8,080	7,595,111	
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700	
		材料費	CCC	1.00			m2	800	800	

① 挿入したい行を選択

表の最も下の行以外を選択

(参考)数式を反映する方法(1/2)

数式のコピーは、以下の手順 (①～④) をお願いします。

ファイル ホーム 挿入 描画 ページ レイアウト 数式 データ 校閲 表示 自動化 開発 ヘルプ Acrobat

貼り付け クリップボード

Meiryo UI 8

B I U A A

配置

標準

条件付き書式

テーブルとして書式設定

セルのスタイル

A12

見積書合計金額(税抜) (A) のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書
材料費・労務費の明細書

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820	9,230,711
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540
		材料費	桧木	1.00			m2	1,200	1,200
		材料費	PT	1.00			m2	500	500
			...						
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190
						7.6	m2/人・日		
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390
						19.3	m2/人・日		
YY作業	例) XX工程2			940			m2	8,080	7,595,111
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700
		材料費	CCC	1.00			m2	800	800
			...						
		労務費	aa工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190
						7.6	m2/人・日		
		労務費	ab工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390
						19.3	m2/人・日		
ZZ作業	例) XX工程3			940			m2	6,630	6,232,111
		材料費	DDD	1.00			m2	450	450
		材料費	EEE	1.00			m2	400	400
		材料費	FFF	1.00			m2	200	200
			...						
		労務費	ba工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190

① 数式があらかじめ入力されている行を右クリック

メニューの検索

切り取り(I)

コピー(C)

貼り付けのオプション:

形式を選択して貼り付け(S)...

挿入(I)...

削除(D)...

数式と値のクリア(N)

クイック分析(Q)

② コピーをクリック

(参考)数式を反映する方法(2/2)

Excelの画面キャプチャ。メニューバーには「ファイル」「ホーム」「挿入」「描画」「ページレイアウト」「数式」「データ」「校閲」「表示」「自動化」「開発」「ヘルプ」「Acrobat」「Smart」があります。ホームタブの「挿入」グループには「条件付き書式」「テーブルとして書式設定」「セルのスタイル」があります。右側の「挿入」グループには「挿入」「削除」「書式」があります。

ワークシートには、見積書合計金額（税抜）（A）のうち、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書（材料費・労務費の明細書）が表示されています。

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)	備考
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820	9,230,11	
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	桧木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	P27	1.00			m2	500	500	
		...								
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,740	4,190	
		...								
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390	

③ 新たに行を挿入したい行を右クリック

Excelの画面キャプチャ。メニューバーには「ファイル」「ホーム」「挿入」「描画」「ページレイアウト」「数式」「データ」「校閲」「表示」「自動化」があります。ホームタブの「挿入」グループには「条件付き書式」「テーブルとして書式設定」「セルのスタイル」があります。右側の「挿入」グループには「挿入」「削除」「書式」があります。

ワークシートには、見積書合計金額（税抜）（A）のうち、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書（材料費・労務費の明細書）が表示されています。

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)	備考
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820	9,230,11	
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	桧木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	P27	1.00			m2	500	500	
		...								
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,740	4,190	
		...								
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390	

右側の「挿入」メニューが開かれ、以下のオプションが表示されています:

- メニューの検索
- 切り取り(E)
- コピー(C)
- 貼り付けのオプション:
- 形式を選択して貼り付け(S)...
- コピーしたセルの挿入(E)** (赤い点線で囲まれている)
- 削除(D)
- 数式と値のクリア(N)
- セルの書式設定(E)...
- 行の高さ(R)...
- 非表示(H)
- 再表示(U)
- 変更内容を表示(G)

④ 「コピーしたセルの挿入」をクリック

留意事項

留意事項（1/3）

1. 内訳明示を求める見積書の段階に関する事項

本「ガイド」で解説している、労務費等を内訳明示した見積書は、契約締結のための精算見積段階（契約締結の前提となる設計図書等が整った段階）における価格交渉において活用していただくことを想定しています。

労務費の内訳明示をするために必要となる設計の精度が十分でない場合の概算での見積書など、労務費の内訳明示の精度が確保されず、適正な水準の労務費確保に直結しないと判断される段階においてまで全て労務費を内訳明示しなければならないわけではありません。

2. 見積期間に関する事項

建設業法施行令第6条に即し、工事一件の予定価格（税込）に応じて、原則として以下の通りの見積期間を確保する必要があります。

工事一件の予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上

工事一件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、10日以上

工事一件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上

なお、上記の期間を確保すれば十分というわけではなく、個々の工事の規模や状況に応じ、当事者間で適切な見積期間を確保するようにしてください。

留意事項（2/3）

3. 作成する媒体に関する事項

本「様式例」は、見積書作成支援ツールとして、単位・単価・数量などの必要項目を入力することで見積書が作成できるExcelファイルで提供されており、作成の利便性や、当初・最終見積書の比較容易性、データ蓄積の容易性などを鑑み、電子媒体で作成することを推奨します。

4. 見積書の保存に関する事項

新たなルール下においては、建設業者は、建設業法第20条に基づく建設工事の請負契約に際して労務費・必要経費等を内訳明示した見積書（「材料費等記載見積書」）を作成した場合は、その見積書と関係する契約締結前に作成した打合せ記録について、10年間保存する義務が課せられます。

その際、「当初見積書」（契約締結の前提となる設計図書等が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提出する見積書）と、「最終見積書」（契約締結の前提となる見積書）の両方を保存してください。

5. 建設副産物の適正処理に要する費用に関する事項

元請負人及び下請負人は、建設副産物の適正処理の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を明確化し、見積書に明示することが望まれます。

建設副産物の処理等に要する経費について、契約締結後の状況により予期せぬ変更が生じた場合にも、元請負人と下請負人と協議の上、適切に変更契約を行い請負代金に反映することが必要です。

6. 本「様式例」の仕様に関する事項

本「様式例」は、建設工事の請負契約に際して労務費・必要経費等を内訳明示した見積書を取り交わす商慣行の定着に向け、国土交通省が、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を作成する際に、総額によるものではなく、その中に含まれる労務費・必要経費等を内訳として明示するに当たって参考となるよう作成したものです。

従って、本「様式例」について、これを用いて見積書を作成しなかったからといって、直ちに建設業法違反となるわけではありませんが、労務費・必要経費等の内訳を明示した見積書の作成が建設業法上のルールとして努力義務となります。

一方で、個々の契約に際して、

- ①労務費・必要経費等を内訳明示した見積書（「材料費等記載見積書」）について、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るような見積りや見積り変更を求めること、
- ②また、注文者において自己の取引上の地位を不当に利用し、又は、受注者において正当な理由なく、建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない請負代金の額による請負契約を締結することは建設業法違反とされています。

従って、これらの点にも留意し、請負契約において必要額が盛り込まれるようにするとともに、適正な見積り・契約等であることについて、許可行政庁等に対してしっかり説明できるようにしていただくことが重要です（建設業法第19条の3、第20条第2項、第6項）。

専門工事業団体の皆様へ

本「様式例」は、国が業種による見積り対象となる作業の違い等を捨象し、全ての専門工事業者に向けた必要最小限の「例」として位置づけ、提示するものです。

中小の下請業者や一人親方も含め、労務費等を内訳明示した適正な見積書を作成する商慣行を形成・定着するためには、各専門工事業団体において、各業種の特性に対応して、本様式例をカスタマイズした「標準見積書」として、各専門工事業界内で作成・周知・活用いただくことが重要です。

各団体における特定業種版「標準見積書」の作成に当たっては、以下のいずれかの方法が有効と考えられます。

- ① 本「様式例」や「書き方ガイド」を参考として、これまで作成してきた法定福利費・安全衛生経費を内訳明示するための「標準見積書」をアップデートする
- ② 本「様式例」や「書き方ガイド」を参考として、新たに「標準見積書」を作成する

いずれの場合も、本「様式例」（鑑 別紙）のように、改正建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている、「材料費、労務費、法定福利費（事業主負担分）、建退共掛金、安全衛生経費」の内訳明示が可能な様式として示していただきますようお願いいたします。